

# 総合科学技術会議 第40回知的財産戦略専門調査会 議事録

1. 日時：平成20年4月17日（木）15：01～16：54

2. 場所：中央合同庁舎4号館4階 共用第4特別会議室

## 3. 出席者：

【委員】 相澤益男会長、薬師寺泰蔵議員、  
秋元浩委員、荒井寿光委員、小寺山亘委員、澤井敬史委員、竹岡八重子委員、  
西山徹委員、本田圭子委員、松見芳男委員、三原秀子委員、森下竜一委員、  
山本平一委員、横山浩委員、渡部俊也委員

【招聘者】 林いづみ 永代総合法律事務所、弁護士  
浴野 稔 株式会社アイ・ピー・ビー代表取締役社長

【文部科学省】 田口 康 研究振興局 研究環境・産業連携課長

【経済産業省】 森澤敏哉 産業技術環境局 産業技術政策課 成果普及・連携推進室長

【特許庁】 瀧内健夫 総務部 企画調査課 知的財産活用企画調整官

【総務省】 田中 宏 情報通信政策局通信規格課長

【厚生労働省】 武田俊彦 医政局 経済課長

【内閣官房】 高山芳之 知財事務局 内閣参事官

【農林水産省】 重倉光彦 農林水産技術会議事務局 研究開発企画官

【事務局】 西川泰蔵 内閣府大臣官房審議官

保倉行雄 内閣府参事官

## 4. 配布資料

資料1 知的財産戦略について（案）

資料2 招聘者提出資料 （株式会社アイ・ピー・ビー代表取締役社長：浴野 稔）

資料3 招聘者提出資料 （永代総合法律事務所、弁護士：林いづみ）

## 5. 議事内容

**【相澤会長】** それでは、まだ到着しておられない委員もごさいますが、定刻になっておりますので、ただいまから第40回の知的財産戦略専門調査会を開催させていただきたいと思ひます。

本日は欠席の方がかなり多くござひますが、井上委員、岡田委員、野間口委員、それから奥村議員、本庶議員、石倉議員、金澤議員、郷議員、榊原委員がご欠席でござひます。

なお、竹岡委員は遅れてご出席というふうには伺つております。

本日の招聘者といたしましては、株式会社アイ・ピー・ビーの浴野社長、それから永代総合法律事務所、林いづみ弁護士においでいただひております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局から資料確認をお願ひいたします。

**【保倉参事官】** 資料の確認をさせていただきます。

本日は3点、資料がござひます。

まず、1点目は「知財戦略について（案）」がござひます。これは資料1でござひます。

資料2が「IPBの知財分析メソッドと分析事例のご紹介」、これが資料2でござひます。

それから、資料3が「国際競争力強化のための知財戦略技術標準化とパテントプール」の3点の資料になります。

もし、過不足等ござひましたら、事務局にお申しつけいただければと思ひます。

以上です。

**【相澤会長】** それでは、議事に入りたいと思ひます。

本日は「知的財産戦略について」の案が最終段階ということござひますので、ぜひこれを最終案としてまとめていただければというふうには思ひます。

前回の会合、それからその後においても、いろいろとご意見をいただきました。それらを踏まえまして、事務局で「知的財産戦略について」の案を作成したところござひます。本日、ご議論いただきまして、何とか最終案としてまとめ、そして5月以降のお忙しいところに時間をとっていただひて、新たにもう一度やるということは避けたいというふうには思ひておりますので、ご協力のほどよろしくお願ひ申し上げます。

今回も、議論を一つ全部で進めるというのは、なかなか難しいかと思ひますので、2つほどに分けて進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、まずこの案について説明を事務局からお願ひいたします。

**【保倉参事官】** それでは、資料1に基づきまして、私から説明させていただきます。2つのパートに分けてということですので、まず1.のグローバル化に対する知財戦略、それから2.の先

端技術に対する知財戦略の項をまとめて私からご説明させていただきます。

今お話がありましたように、3月24日、前回の39回の調査会で、「知財戦略について」のたたき台をお示しさせていただきました。そこでいろいろご意見賜りましてどうもありがとうございました。その後もいろいろ意見をいただき、また関係府省との調整の中で、またいろいろご意見等いただきまして、本当にどうものありがとうございました。それで大体ほぼまとまりましたので、その案ということで資料1としてお示しさせていただきました。

それで、本日は3月24日にお示しさせていただいたたたき台の主な変更点のみをかいつまんでご説明させていただきたいと思います。資料の中に網かけしてある部分がございます。そこが主な変更点でございますので、そこを説明いたします。もちろん本会議にかけるときには、網かけはなしということにさせていただきたいと思っております。

それでは、早速資料を1枚めくってください。

これは形式的な点ですが、目次がついてございます。ページはまだ入ってございませんけれども、文書がかたまり次第、目次にはページを入れさせていただきたいと思っております。

その次のページ、1ページの番号が下に振ってあるページなのですが、「はじめに」の項目です。ここは37回、今シリーズの第1回になるのですが、そのときにご了解いただいた文章をそのまま記載してございます。内容面で変更は特にございませんので、ここは割愛させていただきたいと思います。

次に、2ページ、ここからが本論になるのですが、1.のグローバル化に対応する知的財産戦略というところでございます。基本認識のところですが、ここは西山委員、それから澤井委員から前回ご意見いただきまして、網かけの部分、「わが国産業の持続的成長に必要な科学技術を取り巻く情勢は厳しさが増している」というところ、あと「権利の活用も念頭に置きつつ」というところを修文させていただいております。

それから、あと網かけがなくして申しわけないのですが、下のほうに「さらに」という項目がございます。ここも澤井委員、渡部委員からいただいた意見も含めまして、修文を若干させていただいております。

それから、その下の「そこで」以下のところなのですが、ここも西山委員のほうからご意見いただいております、「環境・エネルギー問題等が重要課題となってきた今日において、わが国がグローバルな知的財産戦略を立てていくにあたっては、先進国とのハーモナイゼーションのみならず、BRICsや発展途上国への要請や配慮もこれまで以上に重要となってきた」という文章にしてございます。

ここは、実は西山委員からは「要請」という文言があるのですが、これも削除というご意見を賜っていたのですが、途上国等には制度整備とか模倣品対策等の要請というのにも必要かということで、「要請」という文言は入れさせていただいております。

それから、その下の「国際標準化」というところも網かけしてございますが、ここは「標準化戦略」という文章になっていたのですが、そこを文章上明確化するということで、変えさせていただいております。

それから、3ページにまいりまして、3ページの②のところに注書きがございます。これは野間口委員から、知財プロデューサーというところを説明したほうがいいのではないかというご意見がございまして、注釈をつけさせていただいております。

それから、③の部分ですが、ここは岡田委員からもご指摘がありまして、それに基づいて修文しております。特にパテントプール・コンソーシアムというところ、これは単独で言葉が書いてあったのですが、何をするのかというところが不明瞭なところがございましたので、構築事例に関する調査をするということで、やることを明確化しております。

それから、(2)のタイトル等なのですが、「意図せざる技術流出問題への対応」ということで、当初は「技術流出問題」という形になっておったのですが、技術流出に関してもいろいろあるということで、渡部委員等からご指摘いただいております。この項目にあわせたタイトルということで、修正させていただいております。

それから、あとは①のところですが、「組織的な対応を早急に」というところも修文させていただいております。これも渡部委員等から対応をより強化するような具体的な書きぶりが必要ということで、書かせていただいております。

それから、一番下のところの「平成20年度も引き続き、産業競争力及び安全保障の観点から、技術情報等の適正な管理のための諸方策を総合的に検討する」と、ここはちょっとぼやっとした文章で具体的な中身がないのではないかとご指摘があったわけなのですが、これは実は前回は別項目になってございまして、そこで実は経済産業省では具体的に検討はやっておられるという話は聞いているのですが、具体的な中身はまだ今の段階では明示できるものがないということもございまして、横山委員等からもご指摘ありましたように、前の項目、①の項目とあわせまして、上位概念の記載で残させていただいているという状況でございます。

それから、次のページの4ページにまいりまして、「国際的に通用する人材育成」のところ、「研究開発型独立行政法人」というところなのですが、これは竹岡委員のほうから、この「研究開発型独立行政法人」とか、その他公的研究機関だとか、いろいろな書きぶりになっ

ているので、そこを統一すべきというご指摘がございまして、「研究開発型独立行政法人」に統一して記載させていただいています。

それから、あと「資金配分型」というところ、NEDOとかになるのですが、一般的な表現に統一して記載させていただいております。

それから、あとこれは抜けているというか、削除したのですが、「ポストク」というのが「若手研究人材」の前にあったのですが、山本委員からのご指摘にもありまして、「ポストク」というのは削除をさせていただいております。

それから、(5)の部分なのですが、ここは外国出願の支援の話なのですが、ここは文章が冗長でわかりにくいということが秋元委員からもご指摘がございまして、文章を切って目利きして強い権利にするということと、費用を拡充に努めるというところを分けて記載させていただいております。

それから、(6)のオープン・イノベーションのところなのですが、「産業界に対して」というところを網かけにさせていただいているのですが、ここはだれに対してと目的語が抜けておりましたので、そこは明確にさせていただきました。

それから、5ページの上のほうの③のところなのですが、松見委員等からのご指摘にもありまして、文章をよりわかりやすい形にさせていただいております。「大企業によるベンチャー活用に関するベストプラクティスの収集・共有等、大企業とベンチャー連携によるイノベーションの推進を図る」という書き方にさせていただいております。

それから、次に2.の先端技術分野に対する知的財産戦略でございます。

ここは前回意見をたくさん賜ったところですが、秋元委員、森下委員、西山委員、竹岡委員、野間口委員等から、いろいろ医療方法、特にiPS関係でいろいろご意見いただいた部分でございます。これは2日前ですか、送らせていただいたときにはまだペンディング状態で決まっていなかったのですが、ようやく昨日、いろいろ関係府省も含めて調整させていただきました。最後は内閣官房の副長官補室まで挙げて、文章を練って決めたという状況になっております。

それで、最終的にどういう案文にさせていただいたかというところをご紹介させていただきますと、網かけの部分でございます。「医療技術の方法の発明の保護のあり方については、従来からさまざまな場で検討がなされてきており、直近では、平成19年12月の知財戦略本部で取りまとめられた『分野別知財戦略』において、『その影響が国民の生命や健康に関わり社会経済的にも重要な問題であることから慎重な配慮が必要である。』旨が取りまとめられた経緯がある。一方で、わが国発の革新的技術であるiPS細胞技術については、研究開発や知財獲得

の面での国際的な競争が激しさを増しており、研究の促進、知財の適切な保護の観点からは、i P S細胞関連発明の保護のあり方について、国際的な動向やわが国への影響等についての情報収集・分析を含め、必要な検討を早急に実施する必要がある」ということです。

それに関しまして、ページをめくっていただきまして、7ページのところの真ん中ちょっと下のところに(3)のライフサイエンス分野のところに具体的施策として書かせていただいております。

①で「医療分野に広く応用可能で革新的技術として注目を浴びているi P S細胞にかかる国際的な研究開発競争や知的財産取得競争が急速に激化しており、i P S細胞関連技術を含めた先端医療関連技術の研究開発の進展にともなった適切な知的財産保護がわが国の国際競争力強化の観点からますます重要になってきている。そこで、i P S細胞関連技術を含めた先端医療分野における適切な知的財産保護のあり方について、直ちに検討を開始し、早急に結論を得る」という書きぶりとさせていただきます。

それで、ページを行き来して申しわけないのですが、6ページの一番上のところにも本件に関する事務的な話になりますけれども、書かせていただいております。

「なお、i P S細胞研究WGに報告される本調査会の提言は(3)①に記載」ということです。

前回もご報告がありましたように、i P SWGから本調査会のほうに検討依頼がありました。それで、前回ご意見いただきまして、調整の結果、このような案が今出ているわけです。もしこの結果、議論いただいて、よろしければこのi P SWGの上位の調査会になります基本政策推進調査会にこれを報告していきたいと思っております。これは4月22日に基本政策専門調査会を予定しておりますので、そこで答えを返すということで、対応できればと考えておるところです。

以上が医療方法のところに関してです。

6ページをついでに見ていただきますと、(1)の②のところも一部変更してございます。ここは「平成20年度から」となっているのですが、これは以前は「引き続き」となっていたのですが、これは新しい事項ですので「から」にしてあります。それから、「研究課題の選定における選考の基準」に知的財産の項目を入れるということになっております。ここは「選択基準、評価基準等」になっておりましたけれども、その上位で「選考基準」ということで書かせていただいております。

それから、7ページの上のほうですが、これは竹岡委員からいただいた意見をもとに施策としてまとめたものでございます。特に「知的財産の取扱いや課金制度を含めた共用に係る体制

の整備を図る」ということ。

それから、⑧ですが、これは森下委員、それから竹岡委員からいただいた意見をベースにフイージビリティを見ながら、書かせていただいております。「複数の大学・研究開発独立行政法人による共同研究（ナショナルプロジェクトも含む）の成果の特許出願・知的財産管理及び活用を容易にするため、平成20年度から、鉦工業技術研究組合制度を見直し、所要の制度改正を行うことを含め、知的財産権の帰属および管理の一元化を可能にするための方策について検討を行う」ということを書かせていただいております。

それから、その下の(2)の情報通信分野ですが、これはまず岡田委員から、知的財産権、ここは、もとは特許権となっていたのですが、情報の場合は著作権その他も絡みますので、上位の「知的財産権」という書き方にさせていただいております。

それから、その下に「産学官の連携を」というところも追加しておりますが、これは荒井委員から、「何を」というところをしっかりと書くようにということで、「産学官の連携を」というのを書かせていただいております。

以上が項目1、項目2に関する主な変更点でございます。

**【相澤会長】** それでは、そこで一つの区切りをいたしまして、これから議論していただきたいと思えます。

お一人のご発言は手短にお願いしたいと思います。

それでは、秋元委員から。

**【秋元委員】** 2点あります。

1つは、7ページの①、先ほど「直ちに検討を開始し、早急に結論を得る」と、これは読むと「直ちに」で、「早急に」でいいのですが、例えばどの程度を想定されておられるのかということをお聞きしたい。これは後ほどお答えいただければいいのです。

もう一つは、これは時間的に間に合うかどうかわかりませんが、いわゆる i P S 細胞、あるいは7ページの同じく上のほうの⑧とも関連するかと思います。特に i P S 細胞に関する上流な研究成果については、それを下流の産業に移すまでに相当いろいろなステップ、いわゆるトランスレーショナルなステップを踏まなければいけない。そういう基本的な基盤技術を産業にスピーディに、かつ円滑に移行するような、ライフサイエンス固有のトランスレーショナルなベンチャーというもの、これをぜひ国としてつくるべきではないかと考えます。

そうしませんと、特許情報の管理、特許そのものの一元管理、これは先ほど言った⑧に関連しますが、こういうものがうまくいかない。アメリカにおきましては、前にも言いましたけれ

ども、RNA i につきましては、そういうカスケード（基盤研究—トランスレーショナル・ベンチャー—メガファーマ）がきちっとできております。それから、iPS細胞につきましても、これは恐らく既にできていると思います。そういうことで、(3)の①と同時に、ライフサイエンス固有のトランスレーショナルなベンチャー、これをぜひ早急につくっていただきたいとお願いいたしますと同時に、これを本当に実効的に動かしてもらいたい、そうしませんとなかなか欧米に伍して実際の産業化のほうへの出口は難しいのではないかと考えます。

以上でございます。

**【相澤会長】** まず、1つ目の「直ちに」と「早急に」を。

**【秋元委員】** 前は20年度中でしたから、それよりも早いというふうに理解させていただいてよろしいのでしょうか。

**【保倉参事官】** 今のご指摘の点なのですが、事務局でも「20年度」と書こうか、「直ち」と書こうかというところは、議論になりました。いづれにせよ、気持ちとしてはできるだけ早くやりたいという気持ちであることには間違いないということです。

**【秋元委員】** 昨今のiPS細胞の新聞報道を見ましても、あるいは私どもの産業でドロドロした戦いを見ましても、1日、1週間を争うようなことが非常に多うございます。そういうことで、ぜひ「直ちに」、「早急に」という言葉どおりにやっていただきたいと思います。

**【保倉参事官】** 了解いたしました。

**【荒井委員】** 今の7ページのところで、「直ちに検討を開始し、早急に結論を得る」というのは、だれが、あるいはどこの場で行うかをはっきり書いて頂いた方が良い。6ページに書いてあるように、iPS細胞研究WGに報告されても、向こうのほうも彼らが検討するのかわからない。ここはだれが、あるいはどこの場で検討するのか、はっきり書いていただいたほうが良いと思います。

**【薬師寺議員】** 私もちよっと関連して。

**【相澤会長】** それでは、先にどうぞ。

**【薬師寺議員】** 荒井委員のご質問に関連するのですけれども、6ページの括弧書きのところに入っていますよね。総合科学技術会議のシステムから言うと、iPS細胞研究ワーキンググループが直ちに専門調査会である知財の会議に対して反応するということは、なかなか手続上難しい。ワーキンググループが、例えば知財とか生命倫理専門調査会、私は会長なので、立場上、そこは中立になっているのですけれども、iPS細胞研究ワーキンググループのメンバーになっておりますけれども、私に頼むと言われても困るわけで、それは手続上、基本政策専門調査



会という同じ相澤先生が会長のところで、まずお認めいただいて、それからワーキンググループにおりてくる。と、こういうのが普通のパターンです。

つまり、ワーキンググループというのは専門調査会で設置されたワーキンググループでございまして、ワーキンググループが依頼するということは十分法的には可能なではありませんけれども、それを直ちに専門調査会が受けるというような書き方はややおかしい。括弧抜きであれば、今、荒井委員がおっしゃったように、直ちにとというような、ここはここなりに i P S の話として書くのは全然問題ないと思います。知財の専門調査会として、今話題のホットな問題を、知財の問題が非常に重要になっているわけでございますから、書くのは問題ないのですけれども、本庶座長の i P S 細胞研究ワーキンググループから言われたということを、ここにこういうふうを書くこと自体が論理的・組織的にややまずいのではないかと私は思います。

**【相澤会長】** それは私のほうからお答えしておきます。

手続のステップは i P S ワーキンググループのほうから直接ここに依頼がありましたので、こういう形をとりますが、オフィシャルルートは来週行われます基本専調に i P S ワーキンググループが知財専調に正式に依頼するということが議題に上がってまいります。これはそのルートを経ていると間に合わないために、こういう形をとりました。これはかなり事務的なことなので、ここはあえて載せる必要はないかもしれませんね。

そういうことですか。

**【荒井委員】** 実は本件は6年ぐらい医療方法特許をどうするかという議論があって、総合科学技術会議でも議論して、それから知財本部でも議論して、特許庁でも議論して、毎回お互いに譲り合っている面もありますので、早急に結論を得るためには、だれがどうやってやるかというのをはっきり決めていただいていたほうが実態的にいいと思います。今の形式的な問題はいろいろあるとは思いますが、実態面でだれがきちんと決めるか、それをはっきりしておかないといけないと思います。過去の6年間の経験からすると、i P S 研究は今加速する中で、早急に結論を得るときに、また譲り合いが始まらないことを願っての発言です。

**【薬師寺議員】** 今、総合科学技術会議はスピードの総合科学技術に変わっています。ですから、ここに書くことは全然問題ないし、早急に、直ちにとというふうにももちろん書いても構わないのですけれども、ワーキンググループから言われたというようなのは、法的には担保されないわけですよ。だから、ここの括弧のところは除いていただければよろしい。

**【相澤会長】** ということで、6ページの上の部分のところは、総合科学技術会議の内部的な問題なので、これはカットして差し支えないということです。

それから、肝心かなめの7ページのほうですが、このところに書いておりませんが、すべて手続的には了解をとっておりまして、直ちに知的財産戦略本部のほうにまいります。知的財産戦略本部で検討を始めます。そこまではついておりますので、それを明記するかどうかはともかくとして、そういう形で実効的に動きますので。

はい、どうぞ。

**【森下委員】** またしつこいと言われそうですが、同じ案件で申しわけないです。

前回からのお話を含めて、私もこれはずっと知財本部の時代からかかわっていますけれども、なかなか早急に結論を得るところにいて進んでいません。この文面も多分2回目か3回目ぐらいの文面だと思うのですね。今回は本当の最後のチャンスなので、ぜひ結論を本当に得てほしいというふうに思いますので、これはお願いベースになりますけれども、ぜひ頑張っていたきたいというふうに思います。こういう文面が出て、安心して、最終的に気持ちが裏切られたことも過去2回ぐらいもありますので、今度こそということでぜひよろしく願いいたします。

**【相澤会長】** それでは、そのほかのことに。

竹岡委員。

**【竹岡委員】** 同じくしつこいのですけれども、このところの5ページ目のところの網かけのところ、「医療技術の方法の発明」、これが要するに特許法上は争点になるわけですね。

「医療技術の方法の発明」というのは、ここに出てきますが、その下の例えば網かけのところの同じページの下から3番目は、「i P S細胞関連発明」という表現になっているのですね。

7ページ目の問題の(3)の①ですけれども、ここには「先端医療関連技術」という言葉が出てきたりしているのですが、「先端医療関連技術」とは、すなわち「方法の発明」も指しているその特許化について結論を得るという意味であるのか、法律家としては、一抹の不安があるのですよ。これだけ議論したので、これは先端医療分野での医療技術の方法の発明の問題を指しているのですよねと、そこはちょっと念押しをしたいのですが。

**【保倉参事官】** (3)の①にございますように、「i P S細胞関連技術を含めた先端医療分野」ということですので、今おっしゃられた方法の発明も当然含まれると、ワンオブゼムだという理解で結構でございます。

**【相澤会長】** そのほかいかがでしょうか。

三原委員。

**【三原委員】** 4ページの海外での知的財産権取得の推進のところなのですが、前回欠席

していてフォローが悪くて申しわけないのですけれども、この網かけ部分のところも含めて、現実問題として費用的な支援が増えるのだろうか、あるいは支援の拡充というのが具体的にどうなるのだろうかというところが、いま一つ私は理解できていないのですが、私が企業から見て気にしているのは、グローバルにきちっと素案ができていないこと、特に開発まで時間がかかるようなものについては、素案ができていないとどうしようもないので、そこら辺がここの記載で従前よりはよくなるか、従前の水準なのかがちょっとわからないので、教えていただきたいのですけれども。

**【保倉参事官】** もちろん従前と同じでしたら意味がありませんので、従前よりも支援のための例えばJSTの補助の金額を増加するように頑張るという意味と理解いただいて結構です。

**【三原委員】** ありがとうございます。

**【森下委員】** 今回のポイントに絡むのですけれども、もともとの本題として、場合によっては国内ではなくて、海外から出すようなケースもぜひやらせてほしいという話をしたと思うのですが、JSTの費用を増やすだけでは、なかなかそうはならないと思うのですけれども、そこは出し方そのものの柔軟になるというふうにこの文章で読んでよろしいのですか。

**【相澤会長】** JSTのほうから。

**【文部科学省】** そのように理解していただいて構わないと思います。JSTのほうの技術移転支援センターの機能強化全体を今JSTとも相談中ですが、いろいろな形で図っていききたいというふうに思っています。予算はいろいろ努力するとしか今言いようがないわけですが。

**【相澤会長】** ほかはよろしいでしょうか。

次に移らせていただきます。

それでは、3.の後半の説明をお願いいたします。

**【保倉参事官】** 8ページをお開きください。

3.の産学官連携強化のための知的財産戦略の項目ですが、ここは大幅な変更がございません。

9ページの⑤のところなのですが、「大学」というのが入っております。これは企業のみではなく、大学も活用しやすいということで、大学を入れてございます。

それから、実はこの後に不実施補償に関する項目が前回ございました。ここのところは、渡部委員等から、ここの不実施補償は産総研だけにかかわるものであるということとか、あと誤解を逆に与えてしまうのではないかとということをご指摘いただいておりますので、不実施補償に関する項目は削除させていただいております。

それから、4.の大学等における知的財産戦略なのですが、基本認識のところは文部科学省の

方に見ていただきまして、よりわかりやすく書き直してございます。

それから、あと具体的施策のところの(1)の②でございますけれども、「具体的な」という文言に変えております。荒井委員のほうから、もっと積極的に書くようにというご意見がございましたので、修正させていただいております。

それから、(2)のタイトルなのですが、「実務の円滑化」ということで、これは小項目の中身に合わせたタイトルとさせていただいたということなんです。

申しわけございません。11ページの上の②も1点変更点がございました。「留学生」という言葉も西山委員から入れるべきというご指摘がございましたので、そのようにさせていただいております。

それから、5.のところですが、渡部委員からのご指摘で網かけの部分、「知的の知的財産面からの活性化のためには、地域の知的財産に関して中核的な大学への支援の重点化やコーディネートする人材の育成が重要である」という文言を加えさせていただいております。

それから、あとずっと飛びまして、13ページ、最後のページになります。

これは最後のページ、途中で文章が切れておりますけれども、③のところ、「中小食品企業」、「食品」というのを入れてございます。その下のところの部分も文章の明確化のために、一部修正してございます。

それから、あと⑤のところですが、これは関係府省全体で対応しようということで、文部科学省、経済産業省のみならず、全体で対応するというところで関係府省にしております。

それから、(4)のその他なのですが、これもだれが何をするのかというところは、不明確なところがございましたので、そこを明確にするという意味で、網かけの部分挿入してございます。

3.から5.に関しましては、以上が主な変更点でございます。

**【相澤会長】** ただいまの部分についてご意見ございましたならばよろしく願いいたします。

西山委員。

**【西山委員】** 3.のタイトルにかかわることなのですが、産学官連携強化のための知的財産戦略とあるのですが、どちらが上位概念化かというと、知的財産戦略のほうが上位概念だと私は思うのです。したがって、これだと知的財産戦略は産学官連携の項のためにあるようになってしまうのです。したがって、私は「産学官連携強化による知的財産戦略の推進」のほうがよりベターではないかと思われまして、ご検討をお願いいたします。

**【相澤会長】** 全く適切なお指摘だと思います。修正させていただきたいと思っております。

山本委員。

**【山本委員】** その同じ3. 産学官連携の内容に関する事で、もっと早く意見を述べるべきであったように思いますが、大学の共同研究や受託研究などの外部資金獲得額の中で産業界からの資金が全体の8%に留まり海外に比べて少ないため、この比率を米国などのように大きくすることの必要性が述べられていますが、これらのこと改善は現状では困難なように思います。ここに書いて努力を求めるだけではほとんど効果が上がらないように思います。このようになった現状分析を行い、それに対する対策を打たないとほとんど改善しないと思います。私は産業界から大学に来て感じたことですが、日本の大学の人事制度ならびに論文中心の教員評価制度が根本原因であるように思います。このため教員の最大の目的は論文を数多く書くことになり、産学連携に多くの時間を割くと論文を書けないと思っている。また国からの資金も論文が多くないと獲得できなし、国からの資金で研究費には困らない。以上のような種々の要因が産学連携が活発化しない原因と思います。教員評価の多様化や社会に役立つ研究を高く評価するなど教員評価の改革を行い、また産業界のも国内の大学の優れた研究の発掘に努力するなどの改善のための具体策を記述しないと産学連携は幾ら書いてもほとんど意味がなく、ただ書いているだけという感じを私は持ちました。

**【相澤会長】** 分析してということになりますと、なかなか難しいのですが、当面この文面を修正するという意味では、何か適切な。

**【山本委員】** すぐには修正案を提言できませんので、後ほど提案させていただきます。

**【相澤会長】** よろしくお願いいいたします。

秋元委員。

**【秋元委員】** またちょっとしつこいかもしれませんが、人材育成、人材確保の強化、11ページですけれども、私は人材の確保ということがいつも一番大事だと思います。人材を確保し、それを受け入れるような受け皿、そしてそれを活用するような場があるかどうかということが大事なのであって、教育というのは日本でやろうと、外国で学んでこようと、そういう人材が確保できれば、幾らでもうまくいくというふうに思います。

そうしますと、この(1)の①のところで、終わりのほうに「産業と連携したプログラム開発や外国人も含めた知財人材育成確保に関する自主的な取組みを促していく」というのは、これは産業界に自主的に取り組んでくれというようなことを確保については言っているのかどうかと、あるいは「自主的な取組み」というのがどういうようなものなのかというのがちっとも見えないのですが、この辺はどういうふうに考えたらよろしいのでしょうか。

**【相澤会長】** 文部科学省から何か答えていただくことはありますか。

**【文部科学省】** このところは全体で20年度の引き続きという理解で、今高等局のプログラム、あるいは我々のほうの知的財産本部の事業の一環としての知財の人材育成等々をやっておりまして、それをできる限りこれからも効果的に、もちろん予算の面でも拡充の努力というのもしながらやっていくというふうに理解してございます。

それで、後半の産業界と連携して、産業界の自主的な取組みというのは、これは例えば大臣レベルで、これは経済産業省も関係しておりますが、産学連携の人材育成のパートナーシップとかが始まっておりますので、そういうところも通じて産業界にはむしろこちらと対応しながら、取組みをしていただくということと理解してございます。

**【秋元委員】** その辺をもうちょっと明確に書かないと、これを読んで意味が余りよくわからなかったものですから、もう少し明確に書かれたらどうでしょうか。

**【文部科学省】** すみません、これは申しわけないですが、文部科学省だけでつくったというより、事務局のほうで取りまとめたものをこちらでチェックしたような格好になっておりますので、相談させていただいて。

**【秋元委員】** わかりました。

**【相澤会長】** では、そこを検討させていただきます。

荒井委員。

**【荒井委員】** 11ページの中ほどに「地域の知的財産に関して中核的な大学への支援の重点化やコーディネートする人材の育成が必要である」と書いていただいたことは、大変感謝いたします。

今、各大学、第2期中期計画策定の準備に入っておりますので、知的財産戦略に関しましても、今までの経験をいろいろ生かして、充実したものになるように、さらに文部科学省や経済産業省が大学の実態をよく調べていただいて、具体的な支援策を充実していただくことを希望いたします。これは希望の表明ですが、今のままだとちょっと基本認識しかないなので、ぜひさらに充実したものになるようには、一層検討していただくことを希望いたします。

**【薬師寺議員】** 西川審議官が答えられたほうが良いと思うのですけれども、今これもワーキンググループで22日の専門調査会に提出して、専門調査会のペーパーとして出るわけですが、今、地域の新しい科学技術のグローバリゼーションに関する報告書がまとまっています。西川審議官のところでもやってもらっているわけですが、その中に知財のことをきちんと書いてありまして、一つのところに知財の専門家がいるよりも、いろいろなところに回ってい

ける、かなりトップレベルの人たちがいないといけないと。例えば愛媛大学などで新しい薬の研究みたいなものを行っているのですが、かなり先端的に、ほかの外国がそれを買うというようなことも大いにあり得るわけですね。そうすると、知財の問題に関しても、地域大学における知財の支援というのももちろん重要ですが、かなりトップレベルのいわゆる弁理士さんとか弁護士さんがぐるぐる回っていくということが重要だというふうに、その中に書いた。

**【西川審議官】** 書いています。

**【薬師寺議員】** 書いているそうです。

**【相澤会長】** どうぞ、森下委員。

**【森下委員】** 11ページの4.の(3)の大学発ベンチャーの出資の話なのですが、ここは「平成20年度以降」になっていて、先ほどの独立行政法人は「平成20年度から」という表現で、「以降」というのは20年度はやらないという意味なのですか。「から」と「以降」というのがあっちこっち分かれていまして、この意味はどのようなのですか。そこに差があるのかどうか、よくわからないのですが、ぜひ平成20年度から検討してほしいなと思うのですが。

**【相澤会長】** そんなに深い意味はあるのですか。

**【文部科学省】** これはむしろ今の20年度「以降」とか「から」とかというのは、言葉の定義のところはなるべく合わせるようお願いしたつもりなのですが、チェック漏れになっていると思います。

**【相澤会長】** これは事務局のほうで統一して。

**【森下委員】** 希望としては、「速やかに」を入れてほしいのですけれども。

**【相澤会長】** 今のところでほかにありますかでしょうか。

どうぞ、澤井委員。

**【澤井委員】** ちょっと質問なのですが、13ページの(4)の①の網かけのところで、関係者のところで、そこで「企業、産業界」書いてあるのは、何か意味があるのですか。今回、これは全体の戦略ですから、どちらかというと、関係府省なり、いろいろな関係省庁がやること書いてあって、わざわざここだけ何か企業とか産業界とかなりダブったような表現になっているのですが、ほかのところは大体ほとんどそういうのがなしで、本来ならば行政がやるような話を書いてあるのですが、何か意図的に書いたやつですか。

**【保倉参事官】** 特に意図的なものはございません。具体的には、特許庁が企業コンタクトや、業界コンタクトをやったりしているのはご存じかと思いますが、そういうのをイメージして書いたものです。

**【澤井委員】** もしそうだったら、例えば「企業、独立行政法人等」ぐらいでいいのではないかなという感じがしますけれども。

**【相澤会長】** ほかにいかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

それでは、全体について何かご意見ございましたらどうぞ。

どうぞ。

**【薬師寺議員】** 相澤先生に質問をするのも変ですが、ちょっと問題点だけ指摘して質問したいと思います。例えばiPSみたいなケース、たとえば医療分野の知財の話というような問題に関しては、これまでも阿部先生の時代からずっと議論していましたよね。ところが、急にそういった先端分野に関して、知財で守らなければいけないということになってきた。そうした場合に、オールジャパンで2つのことを、しかもスピーディにやらなければいけないということを考えているわけです。

1つはファンディングです。ファンディングは、今までは競争的資金、ですから応募をしないと競争的資金が出ない状況でした。けれども、今、オールジャパンで支援をするということに関して、経済財政諮問会議の新しい特区の考え方があります。地方公共団体をベースにした特区ではなくて、研究特区という考え方です。その特区の中でかなりの資金を、競争的資金の応募ではなくて、投入をするということです。つまり、ナショナルプロジェクトとして投入するということであって、これはスピーディにやらなければいけないことです。

そして、もう一つ重要なのは、知財なわけですね。今、iPS細胞研究ワーキンググループの中にも京都大学の知財の方々がオブザーバーとして入っているわけですね。こういうところで、迅速に直ちにやらなければいけないといったときに、日本はオールジャパンで、具体的に例えば相澤先生が関わっておられる知財戦略本部みたいなところで、例えば知財のことを早急にやるべきだといったときに、さっきの荒井委員の質問と全く同じなのですから、具体的に日本がそれを知財で守れるかというのは、さっきの競争的資金と同じように、つまり京都大学は一生懸命説明して我々は守ると、こういうふうに言っているわけですね。新聞発表をみても京都大学の知財の担当の人がいろいろ言っているわけです。国としてどのような対応を迅速にすればいいのかなというのが質問です。非常にナイーブな質問なのですから、おわかりでしょうか。

**【相澤会長】** この知財専調と知的財産戦略本部の仕分けで、今回iPSに特化して先ほどのような項目設定をした背景は、あくまでもiPSの制度上の問題があれば、これを知財戦略本



部で検討するということでもあります。

それで、今ご指摘の点は、かなり i P S に特化した場合のその中での知財戦略になるかと思っています。国全体として体制を整備して云々のところになると、この知財専調なり、知的財産戦略本部の話になるかと思っています。

ただ、私は i P S のワーキンググループのほうで状況を見ている限りでは、今のところそういう話ではなく、i P S をオールジャパンで進めるに当たって、あの問題に特化した形で内部的な体制をどうするかということで、今のところは進めるのではないかと。

**【薬師寺議員】** 知財も含めて。

**【相澤会長】** 知財も含めて。

**【薬師寺議員】** わかりました。

**【相澤会長】** ということなので、現行の制度の中でできることは、今回の検討対象とはしていないという切り分け方をいたしました。

**【薬師寺議員】** なるほど、そうするとこの文章の「直ちに」というのは、これはこれで結果的には直ちに検討して、それで終わりということになりますか。

**【相澤会長】** いえ、それで法律上の変更を必要とするという結論が出れば、今度は実際にその法を扱うところに検討をきちっと依頼するということになるかと。

**【薬師寺議員】** 例えば、竹岡さんが手を挙げて、優秀な弁護士をたくさん動員してやるとか。法律より迅速に対応することができる専門の人たちは、京都大学にもいますけれども、何といったって世界と戦うわけですから、弁護士といわゆる弁理士をたくさん動員してやるとか、そういうようなやり方もできるわけですね。

**【相澤会長】** そうですね。

ですから、現行のいろいろ戦略上の推進については、i P S ワーキンググループでやっております研究推進全体の仕組みの中にそれを持ち込めばよろしいのであらうと思います。

**【薬師寺議員】** なるほど、わかりました。

**【相澤会長】** ですから、今回知財本部で検討することになる内容は、その場に関連の専門家、いろいろなセクターがありますので、そういう人たちを加えた検討のグループができるというふうに一応理解しております。

本田委員。

**【本田委員】** 実際今 i P S 絡みで大学中の知財という視点でどのような話題があるかといいますと、i P S というのは、そもそも E S 細胞の代替という位置づけであることはご案内の通

りです。そのため、ES細胞で特定の細胞や組織への分化誘導の具体的な方法が公知であった場合に、それをiPSに転用したときに、そもそも特許になるのかということが明確になっていため、ある種手さぐりの中で、iPSに関する知財戦略を立てなければならないという問題があります。

例えば、ES細胞でやったものをiPSでやったときに、どういう視点があれば特許性あると判断していただけるのか、その辺を特許庁の指針を出していただけるとよいと思われます。その場合に、特許性、とりわけ進歩性を否定するというよりも、進歩性を肯定する場合には、どのようなデータを明細書に盛り込むべきかという視点で指針を出していただくのが、一番各大学が戦略を立てやすくなると思います。したがって、そのあたりのところを、この文章に書いてありますように、早急にご対応いただければ、非常に私たちとしてはやりやすいことにはなると思います。

**【相澤会長】** その部分のところが多分先ほど私が申し上げた2つの分類のところですね。これはどちらでも迅速に動けるほうがよろしいかと思しますので、現行の仕組みで今動いているところに、そういった専門の判断できるところと特許庁がもっとリンクするとか、そういう形で進めるほうがただいまのご指摘の点は早く対応できると思います。

**【森下委員】** の調査会で言うべきかどうかわかりませんが、同じような絡みで、今回ナショプロの話も取り上げさせてもらいましたけれども、今の新聞報道とか読んでいますと、各大学等にiPS細胞を配っているとなると、配った先の知財も管理しないとオールジャパンにならない可能性が極めて高いと思うのですね。

そうすると、いろいろな大学が同時にそれぞれの大学の思惑で出していくということをする、ばらばらな知財になる可能性も非常に高いと思うのですね。そのあたりも含めて、どういふふう配って知財を管理するのかということを決めておかないと、いざ現場で出す段になると、恐らくどこの大学も非常に混乱されると思うのですね。場合によっては、抜け駆けという話も当然あるでしょうし、逆にもう出さないという大学も出てしまうということになると、何のためにオールジャパンで配るのか訳がわからなくなるということになりかねないかなと思いますので、そのあたりもかなり詳細に詰めておかないと難しいのではないかと。

先ほどの私どもに絡んだのはDNAバンクの構想のときだったのですが、結局各大学が均等にDNAを出しさえすれば権利を持てるような仕組みになっていたもので、特許出願者が10大学とか11大学とかに入ってくると。全員がオーケーといえ、多分20大学ぐらいが特許出願者に入ってしまうのですね。

そうすると、そんな特許を買う人が本当にいるのかなというのが多分実務的には皆さん思うと思うので、一元的に管理をするというところをどこかでやらない限り、恐らくオールジャパンにならないのではないかと思いますのですが、その辺も含めて、ワーキングのほうでかなりこれは現場に基づいた議論も並行してされないと、いざ特許を出す段になると、ばらばらの特許が結局出てきて、先ほど本田先生が言われたように、いざなってみると変な特許があって、逆にそれが邪魔になって、基本的なものが成立していないということは十分あり得ると思うのですね。

いざ一つの特許があると、それが逆にほかの特許を縛ることがあるので、その辺も含めてこれはかなり綿密に、実務に沿ったやり方もしないといけないと思いますので、この辺もぜひ検討していただく必要があるのではないかと思います。概念的な整理だけですと、多分いざ出したら、後から本当に訳のわからない、切り接ぎだらけの状態になりかねないと思いますので、その辺はぜひ本当に詳しい弁理士の先生も入れて、戦略を立てるということをしてあげたいなというふうに思います。

**【相澤会長】** 竹岡委員。

**【竹岡委員】** i P S のワーキンググループのほうで、やはり今一番大事なのは、本当に出願のところで、特にバイオ系のこういうところに詳しい、しかも国際出願にきちんと対応できるような弁理士さんなど、そんなにたくさんいませんので、そういう人は、大体、皆さん忙しいですから、そういう人を、とにかくまずきちんと確保しなければですね。やはり、そういうお金をもう投入していただくというのが、まず大前提だと思います。

今の森下専門委員のお話で、やはり7ページ目の⑧のところのこの書き方は、私が森下専門委員の意見で提案させていただいたものですが、これは「検討を行う」では、もしかしたらもう遅いのかもかもしれませんね。早急に制度構築をするとか、一元管理を早急に可能にするということはやはりやっていかないと、おっしゃるように、もう知財がばらばらに出て収集がつかない。結局、制度ができたのはその後だったという状況になってしまうかなと思いますので、ここもやはり急いだほうがよいかと思います。

**【相澤会長】** 澤井委員。

**【澤井委員】** 私も、森下専門委員の意見に賛成で、これはある意味では初めて具体的な技術を特定した議論をしているので、それが持っている制度上の話と、本当に今、実効的に走って、先ほどお話があったようにナショナルプロジェクトでやるというのだったら、かなり出願のところをどういうふうにまとめ上げるかという具体論のところをワーキングでどの程度やってい

ただけるか。そこをやっておかないと、さっき森下専門委員がおっしゃったように、やはりかなり動けない状態になるので、そこまで何かブレークダウンして実行する部隊をどうするか。多分、それを1大学だけに、実効的にそうならざるを得ない面があるのかもわかりませんが、もう少し何か組織的にやらないと、ナショナルプロジェクトとしてお金を研究開発のところへぶち込んでいく意味が薄れてしまうのではないかと思いますので、ぜひそのところはよろしくお願いしたいと思います。

**【相澤会長】** 西山委員。

**【西山委員】** 関連なのですけれども、今の i P S の知財の獲得ということから申し上げますと、日本では今のところ、医療方法は特許にならないけれども、アメリカでは特許になるということですから、日本で出願して優先権を主張してアメリカで獲得するというよりも、やはりアメリカにどう出すかと。そのためには、特許法の内容が先発明主義であることと同時に、特許のいろいろなことが、アメリカの特許と日本の特許の体系は、必ずしもイコールではないのですね。ですから、国際競争力で云々ということも、研究についてはグローバルですから、これは何の問題もないのですけれども、知財権ということであると、アメリカに対してどういうふうを獲得していくかということアメリカの場において考えるという人が日本にもいないと、日本でやっている、実はそれはアメリカでは特許にならないとか、そういう可能性が全くないわけではないので、その辺を折り込んでやらないと、国際競争力という観点では非常に風通しになるということ、この中に折り込んでおられれば結構なのですけれども、折り込みが不足ですと、一生懸命やったけれども、アメリカでは全く競争力がなくなってしまうということが往々にして出てしまうと、オールジャパンで幾らやっても、日本の中だけでオールジャパンではしょうがないので、この部分の圧倒的な問題点は、日本でどうだという競争ではなくて、主としてアメリカとの競争なのです。そこについての施策が折り込まれないと、やはり知財については価値が半減すると思います。その辺の問題点があるような感じを、ちょっと受けますけれども。

**【相澤会長】** 松見委員。

**【松見委員】** 私は、もう以前にいろいろ申し上げましたので、今日はほとんど意見がなくて、非常によくまとめて頂いたと思うのですが、いろいろ知財戦略をこうやってまとめて頂いて、それから関係府省がいろいろなアクション計画も持っておられる。それから大学のほうも、やはり非常に努力しておられると思うのですが、問題は、したがって、再び我々自身の問題なのですが、民間企業はどうやったらもっと動くのかと。民間企業が欧米のように、規模的にも

大

きく、それからダイナミックに学官と共同して、協力して動いて、日本の知財戦略をもっと実現していくには、どういうふうに何をやればもっと動くのかなということを考えていただけてありまして、今はここに書いてあることにつきましてどうこうではなくて、やはり民間企業が動かないと、すべてこれが美しい政策だけに終わってしまう可能性がありますので、それはむしろ我々民間企業側でやって来ている者の責任も含め、まだまだ考えることがあるなというふうに思って、そのご指摘だけでございます。

**【相澤会長】** 大変重要なご指摘をいただきまして、ぜひ、まだこれは今年だけの問題ではありませんので、どんどんそこを積極的に、しかも具体的に、いろいろな形でこういうところにあらわれるようなものにしていただければというふうに思います。

秋元委員。

**【秋元委員】** 西山専門委員に言っていただきましたけれども、私もまるっきり同感でございまして、知財あるいはIPSのワーキンググループで考えるときには、やはりグローバルにどういうふうに知的財産権をとるか、特に、対アメリカをどうするか、これを考えるべきであって、日本の法律上、できる、できないというものは、これはもう後回しでよいと思います。それを考えていたら、結局、アメリカに遅れてしまうことになります。

実は、私、昨日、SIPOとUSPTOのジョイントセミナーを北京で聞いてきましたけれども、そこには既にアメリカから優秀な弁護士を呼んできて、ライフサイエンス分野では対アメリカ戦略としては仮出願をやってどうするかということ、中国は戦略として、きちっと国家としてやっているというような事実を直に見聞してきました。今、日本で医療特許がどうあるかないかとか、そんな議論よりも、アメリカでどう知的財産権を取るのか、世界でどう権利を取るのか、これをIPSワーキンググループの知財担当メンバーの中で真剣に考えていくべきだと思います。

そういう意味では、さっき私が言いましたように、トランスレーショナルベンチャーを設立して知的財産を一元管理、情報管理も含めた一元管理をすることがぜひ必要だと思います。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

それでは、よろしいでしょうか。いろいろご意見をいただきましたが、文章上の修正を具体的にご指摘のところ、そんなに多くなかったのではないかと思います。ただ、いただきましたご意見については、早速、事務局で整理いたします。

それで、今、後半部分でいただきましたものは、必ずしもこの専門調査会としての範囲とい

うことも超えておりますので、その部分については、盛り込むということはなかなか難しいわけでありまして、文章上の修正をするということは、内容的には会長であります私にご一任いただきまして、その結果は、もちろん皆様に開示させていただきます。それで、この「(案)」を取らせていただくような形で最終のまとめにさせていただきたいというふうに思いますが、いかがでございましょうか。ご了解いただけますでしょうか。

(異議なし)

**【相澤会長】** ありがとうございます。それでは、そのように進めさせていただきます。

本日は、いつもと順序が変わっておりまして、これから2件、ヒアリングをさせていただきます。

今日の招聘者はお2人ございまして、お1人は株式会社アイ・ピー・ビーの浴野社長でございます。まず、浴野社長から、知財の評価手法についてということで、10分程度、ご説明いただければというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

**【浴野招聘者 株式会社アイ・ピー・ビー代表取締役社長】** 株式会社アイ・ピー・ビーの浴野と申します。

では、弊社が開発しております知財の分析手法及びその分析事例ということで、簡単にご紹介させていただきます。

時間の関係もありますので、早速、資料のほう、1枚目をめくっていただければと思います。

まず、IPBの知財分析の特徴ということで、3つ、挙げさせていただいております。

1つは、データベースです。主な特徴と申しますのは、特に特許というところで申しますと、基本的に特許のデータベースは特許公報のデータを用いているのですが、その後の名称変更であったり合併、そういったものを名寄せという作業をしております、現時点においてどこに帰属するのかということ把握できるデータベース、それから企業の経営・財務情報も同時に分析できるようなシステムというのを構築しております。

このデータベースをインフラとしまして、分析手法としては、1つはテキストマイニングです。特許の明細書に用いられているキーワードの出現頻度であったり出現パターンということを用いまして、類似特許の抽出を初めとするさまざまな分析手法の開発を行っております。

それから3つ目なのですが、後ほど詳しくご紹介させていただきますが、特許評価メソッドということで、IPBパテントスコアというものを開発しております。これが、当社の一番特徴的なメソッドでございます。

1枚めくっていただきまして2ページ目ですが、今のような特徴を持っているIPBの分析メ

ソッドなのですが、分析の軸としては、大きく3つ考えております。

1番目が、まずマクロ分析です。こちらは、特許情報及び企業の経営・財務情報を用いまして、1企業当たり約200の評価指標というのをつくっております。これらの指標を用いて企業評価を行うための分析手法というのを開発しております。それから2番目に、セミマクロ分析と呼んでおりますが、こちらは特許群の分析になります。それから3番目が、ミクロ分析、こちらは個別特許の分析ということになります。

本日は、先ほどご紹介させていただきましたパテントスコア、それからそれを用いたセミマクロ分析ということで、分析事例を一部ご紹介させていただきます。

3ページ目に参ります。

I P Bについて簡単にご紹介しておきますが、真ん中のオレンジの部分ですね。今お話ししたようなさまざまな分析を用いまして、「Information」と書いております情報サービス、それから「Valuation」——価値評価、「Consulting」というものを提供しております。I P Bの周りに「戦略展開領域」と書いております3社、投資会社がございまして、そういった会社にも、分析・評価データというものを提供させていただいております。

では、具体的な分析手法として、パテントスコアのご紹介に入りたいと思います。

5ページ目をお願いいたします。

パテントスコアの考え方なのですが、大きくいうと3つの手法から成り立っております。1つは、特許の経過情報です。それから、明細書に使われています、例えば請求項数などの数値的なパラメータ、それからテキスト分析というものを使って、スコア自体は個々の特許に得点をつけますが、この得点を算出するに当たっては、評価対象の特許の同じ技術分類に属する特許群との相对比较ということで点数をつけております。

6ページ目をお願いいたします。

右側に、特許を出願してからの推移というのを、フローチャートの出させていただいておりますが、具体的に経過情報というのをどのように使っているかというところで、少し補足させていただきます。

まず、特許の出願から登録されて、その後、最終的に権利が満了するまでの間に、登場人物としては、恐らく大きく3者あるだろうというふうに考えています。

1つは、出願人です。出願人が、早く取りたい、広く取りたいというアクションを起こしているデータ、これをまず指標として取り込んでおります。

それから、特許庁の審査官の方が、他の特許の拒絶理由として引用されている特許というの

は、やはり他者の権利化を牽制したものであるというところで、恐らく何らかの強さがあるのだろうという部分も、1つは指標として取り込んでおります。

それから、競合他社、「異議申立」と書いていますが、厳密に申しますと無効審判請求等々、その特許を権利化されては困るということで起こされたアクションというの、指標として取り込んでおります。

経過情報を用いておりますと、時系列、時間がたつにつれて、やはり経過情報が増えてまいりますので、時間がたてばたつほど特許の価値が上がるということになってしまいますので、その影響を緩和するために、1つは技術分野における登録難易度と申しますか、ある分野は登録しやすい、登録しにくいみたいなもの、それから出願年によるトレンドみたいなものも加味しております。こういった技術分野と出願年のメッシュにおいて、特許の比較を行って、点数を算出しております。

7ページ目ですけれども、右のグラフがパテントスコアを用いた特許の分布になります。概ね正規分布しておりますが、スコアだけではなく、レーティングという形で12段階のレーティングをつくらせていただいております。

具体的な事例としまして、8ページ目から幾つかご紹介させていただきます。

8ページ目は、発明賞を受賞されている特許というのを、サンプル的にパテントスコアを算出してみたものです。概ね、レーティングで申しますとB+以上の高い特許が、やはり発明賞を受賞されているというような結果が出ております。

それから9ページ目ですが、こちらは電気機器・精密機器のメーカー4社がお持ちの特許というのを、すべてスコアによって分布させたものです。ご覧になっていただくとわかると思うのですが、企業それぞれによって高い部分の山が、やはり特にオレンジの会社などは右側になっているということがおわかりになると思います。

それから、スコアを集計しまして、企業ごとに点数だけではなくて、パテントスコアを用いた特許資産のランキングというのも算出して、一部、新聞発表などをさせていただいております。

このパテントスコアの実際の使用事例として、セミマクロ分析というものをご紹介させていただきます。先日、当社で発行しました有機ELに関するレポートの分析事例を、幾つかご紹介させていただきます。

まず、特許群の分析ということで、12ページをお願いいたします。

特許群をまず分類する手法ということで、特許関連性構造分析というものを開発しております



す。これは、完全に自動的に出るものですが、ある特許群をシステムにほうり込みますと、似ている特許をグループ化します。これは、「クラスタ化」というふうにここでは書いておりますが、グループ化しまして、時系列で並べた上で、その近さで構造化して可視化するというようなメソッドでございます。

実際に、有機ELに関する特許関連性構造図を作成しましたものが、13ページになります。

こちらは、2002年以降の有機EL関連特許9,007件について、特許関連性構造図を作成したものです。概ね7つの分野に分けられております。

この中の1.から5.までの部分を、スコアを用いて競合状況を可視化したのが14ページになります。

ちょっとグラフが小さくて大変恐縮なのですが、それぞれにおいて、スコアから見ますといういろいろな特徴が見えてまいります。このグラフに関しては、縦軸が、その会社が保有している特許群のスコアの合計値、横軸が、その会社が保有している特許群の中で最もスコアの高い特許の値というもので分布させております。

特徴的なところを幾つかご紹介しますと、例えば材料分野では、サムソンSDIというのが非常に強く出ているというようになります。全体的には、やはりセイコーエプソンさんが非常に強いということで、成膜技術、回路技術、それからEL素子構成の部分の技術というところで、非常に強くセイコーエプソンさんが出ていらっしゃいます。

セイコーエプソンさんの動向ということで、15ページ目になりますけれども、2004年に40インチの試作機というのを開発されていまして、当時は大型ディスプレイの開発ということをおっしゃっていたのですが、実際には2007年に8インチの小型ディスプレイで市場投入されたというような経緯がございました。この間、セイコーエプソンさんがどういう技術に注力されていたのかというのをちょっと分析してみようと思ひまして、次のページのマトリックスで、セイコーエプソンさんの回路技術の部分を可視化したものでございます。

このグラフなのですが、縦軸は特許の要約の中にあります課題というところからキーワードを抽出しております。横軸は、請求項の中からキーワードを抽出しているものです。いわゆる縦軸の課題に対して、どのような特徴のある技術というのを開発していたかということ、マトリックス的に表示しております。赤くなっている部分が、件数が多いものです。四角で囲まさせていただきますが、輝度であったり長寿命化というところに、研究開発を集中的に投入されていた傾向がうかがえますが、大型画面、特に高分子の材料の長寿命化というのがなかなか解決できていない現状において、セイコーエプソンさんは回路技術によってそれを補うよ

うな研究をなされていたのではないかというような推察がされるという結果が出ております。

17ページに参ります。

こちらは、有機ELの中で半導体エネルギー研究所（SEL）さんとキャノンさん、それからキャノンさんが買収されましたトッキさんを、各技術においてどれぐらいの競合状況なのかというのを可視化したものです。材料技術に関してはキャノンさんが強い、回路技術に関してはSELさんが強いというような結果が出ておりますが、ここで1つ、我々が注目したのは、トッキさんの強みのある分野というところは、やはりキャノンさんが持っていらっしやらなかったところであるということが非常にはっきり出ています。

このようなアウトプットを一部利用しまして、アライアンス分析という形で、例えばアライアンス先であったりM&Aの対象企業であったりというのを探索するためのシステムがつかれないかということで、最後にアライアンス分析というのをご紹介させていただきます。

19ページ目になります。

考え方としては、大きく2つ、考えております。1つは、左側のグラフなのですが、青い部分を自社としますと、自社の全体を伸ばしてくれるような企業、こちらを「技術補完度」の高い企業」と我々は呼んでおりますけれども、それから右側の、「技術深耕度」と申しますが、ある特定の領域を伸ばしてくれる企業というのを抽出する、この2つの軸で考えております。

1枚めくっていただきまして20ページ目ですが、こちらは実際にある会社さんが持っていらっしやる特許と類似した特許群というのを、サブグループと書いております技術分野ごとに、競合状況というのを可視化したものです。

この情報を、先ほどの補完度というのと深耕度というもので軸をとってグラフ化したものが、21ページになります。

縦軸が深耕度、横軸が補完度ということで、それぞれ補完度の高い企業、深耕度の高い企業というものが抽出できる。こういったものを用いて、M&Aの一つの材料としていただくために使っていただくというようなことも、最近やっております。

最後になりましたけれども、ご参考としまして「テクノロジー・プラットフォーム」と我々が呼んでおりますコンサルティングのときにご説明させていただいている資料、これはご参考までにご覧になっていただくということで、時間もありますので終わらせていただきますが、我々はこういった分析を用いまして、一般企業はもちろんですけれども、大学等の調査も若干やらせていただいております。現在、文科省の科学技術政策研究所さんと一緒に、そういった調査もやらせていただいております。

非常に駆け足になりましたけれども、IPBのご紹介ということでお話を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

**【相澤会長】** どうもありがとうございました。

大変システムティックに分析されており、しかも、具体例が非常に明確なので、いろいろとお聞きになりたいこともあるかと思いますが、どうぞご質問、ご意見、いかがでしょうか。

どうぞ。

**【秋元委員】** 私どもも、アライアンスをやるときには、かなりこういうことをやっていて、非常に興味深く聞かせていただきましたが、この分析のときに、その特許群によって保護される製品の価値、あるいは製品の成功確率、こういうものについては、どこかここにファクターは入ってくるのでしょうか。

**【浴野招聘者 株式会社アイ・ピー・ビー代表取締役社長】** 非常に難しい部分のコンコーダンスのお話だと思うのですが、特許と製品というところの結びつきをどのようにやるかというのは、実は我々もまだ研究している最中です。例えば一般的に請求項の書かれ方としては、「何々において何々を特徴とする何々」というような書かれ方をされまして、最後の部分が、そういう意味では製品に近い記述をされるだろうということで、その部分を取り出して、特許を集計してスコアで見るとみるというようなことはさせていただいています。

ただ、必ず製品というものが出来ているわけではありませんので、それもあくまでも、やはり補足的な情報にはなると思います。企業さんの中で、やはりある程度管理されている会社さんなどは、そういったデータを開示していただいた上で、我々のツールを使って分析していただくということはやらせていただいていますけれども、現状ですと、そういう形になっております。

**【相澤会長】** 松見委員。

**【松見委員】** グローバルベースでは、どれくらいカバーしておられるわけですか。

**【浴野招聘者 株式会社アイ・ピー・ビー代表取締役社長】** 今、USの特許庁から出ている特許データに関しては、パテントスコア及びこのセミマクロ分析というところは、ほぼ完成している状況です。それ以外については、これからということになります。

**【相澤会長】** 荒井委員。

**【荒井委員】** 10ページの特許資産の規模ですが、この単位は100万円とか、そういうものですか。それとも指数ですか。有効件数は件数ですね。

**【浴野招聘者 株式会社アイ・ピー・ビー代表取締役社長】** こちらは指数です。有効件数は件数です。

**【荒井委員】** これは指数ですか。では、100万円とか、そういうものではなくて。

**【浴野招聘者 株式会社アイ・ピー・ビー代表取締役社長】** ではないです。はい。

**【荒井委員】** わかりました。

**【相澤会長】** 最初の評価をするときに、数値表現をしますよね。この任意性というのは、どのくらい幅があるものなのですか。

**【浴野招聘者 株式会社アイ・ピー・ビー代表取締役社長】** パテントスコアにおいてということですか。非常に難しいご質問なのですが、このパテントスコアの開発においては、あるメーカーさんにご協力をいただきました。そのメーカーさんの知財の方が、実際に人の目で見てA、B、Cというような形で分類されまして、我々はパテントスコアを用いて、それにレーティングをつけていったのですが、全体で見ますと74%程度の適合度がありました。特に、Cの部分といいますか、あまり得点の高くない部分というのは90%を超える適合度があったということで、製品化に踏み切ったという経緯がございます。

**【相澤会長】** よく基本特許と表現されるような、非常にコアになるしっかりとした特許、そういうものは、当然、このスコアで高いレーティングが出てくるといふふうに考えられるのですか。

**【浴野招聘者 株式会社アイ・ピー・ビー代表取締役社長】** 先ほどもご説明させていただきましたけれども、経過情報というのをを用いておりますので、質と申しますよりも、むしろ注目度ということに近い指標を用いています。

ですから、基本特許で、かつ、皆さんが注目していらっしゃるというようなことであれば、当然、スコアとしては高く出てくると思います。

**【相澤会長】** どうぞ。

**【松見委員】** あと1点だけ。御社のビジネスに関することですので、答えにくいかもしれませんが、こういう場で知財戦略ということ、国を挙げて議論されている時に、日本の大学にせよ、あるいは企業にせよ、もっと知財というものを活用して、国内でも、あるいはグローバルベースでも、はっきり申し上げてビジネスにしていく。その大学とか企業がもっと知財をビジネスにするようにという観点で、特になさっておられることはあるのですか。

**【浴野招聘者 株式会社アイ・ピー・ビー代表取締役社長】** ビジネスというところで、収益化という面、活用の部分で申しますと、1つは、当社自身ではないですが、アメリカでオーシャ

ン・トモさんという会社がパテントオークションをやっておられますけれども、そちらに関しては、1回目からタイトルスポンサーということで、ご協力させていただいたことはございます。実際の特許を売る、ライセンスするという部分では、具体的に当社が今、そういったオークションのような仕組みというのは、まだつくるつもりもございませんが、個別には、ご相談いただければご紹介させていただくなり、こういうツールを使ってライセンス先の探索等々はさせていただきます。

ですが、基本的に考えていますのは、やはり実際、企業さんで使っていただく、要は収益化するということだけではなくて、必要なものは維持して、要らないものはそういう形で収益化するという、そのための判断材料として、こういう分析データというのをご提供させていただいているというのが現状です。

**【相澤会長】** それでは、浴野社長のプレゼンテーションは、これで終了させていただきたいと思います。

どうもありがとうございました。

次に、永代総合法律事務所、林いづみ弁護士にお願いしたいと思います。タイトルは、「国際競争力強化のための知財戦略」ということでございます。よろしくお願いたします。

**【林招聘者 永代総合法律事務所弁護士】** 弁護士の林いづみでございます。よろしくお願いたします。

「国際競争力強化のための知財戦略」というタイトルでございますが、もちろん国際競争力強化といいましても、観点はさまざまあると思いますし、既に本日お伺いさせていただきました今年の「知的財産戦略について」(案)もでき上がっているということでございますので、私からは、そのうちの技術標準化とパテントプールについて、具体的な実務の面から、若干のご説明をさせていただきたいと思います。

1枚目のスライドです。一言でオープン・イノベーションということを申しますが、知財の流れは、現在、独占から開放に向かっているとされておりまして、その典型が、この技術標準化と、それに伴うパテントプールではないかと思っております。

ご案内のように、このパテントプールが生まれる必然性としては、ここに挙げたように「特許の藪」とされておりまして、関連特許多数を、多数の、また多岐にわたる関係者が保有しておりまして、その利用に関しては侵害訴訟のリスクが大きいといった状況がございます。また、たとえ有力特許でありましても、その技術を普及させて市場での標準にならない限り、いわば「宝の持ち腐れ」になってしまうという状況もございます。さらに、現在のようなネットワー

ク時代においては、たとえどんなに一流の大企業でありましても、単独で標準技術をつくり上げるということとはできないという状況があります。また、この場合、合理的で非差別的な廉価な料率（RAND）という料率でありましても、特許製品が普及すれば、規模の効果によって開発費用の回収に見合う特許収入の獲得が成り立つといった状況がございます。

そういった意味で、特許の藪の解決策として、この技術標準化とそれに伴うパテントプールの必然性があるということでございます。技術標準化としましては、公的標準でありますデジタルスタンダードのJISやISOもありますし、事実上の標準、デファクトスタンダードなどもあるといった状況です。

次のスライドに参ります。もちろんパテントプールには問題がないわけではなく、もともと独占禁止法上の問題がございますので、この点について各国の当局がガイドラインを出しております。日本におきましても、公正取引委員会が2005年6月29日に「標準化に伴うパテントプールの形成等に関する独占禁止法上の考え方」というガイドラインを出されておまして、そのうちの別紙1というのがガイドラインの概要をわかりやすく説明したものでありまして、詳しい内容を書いたのが別紙2でございます。

その中で、2点ここに挙げました。まず、公正取引委員会の考え方では、「パテントプールに含まれる特許は必須特許に限定することが原則」であるという点でございます。なぜならば、必須特許以外のものをプールに入れた場合には、競合技術間の競争制限効果や、競業技術の排除効果の発生のおそれがございますので、そういったものを確実に避ける観点から必須特許に限定するべきであるということが、プール形成段階の留意点として指摘されております。

次に、それでは、そのような必須特許をどのように判定するかという点でございますが、その点についてもこのガイドラインにおいて、公正取引委員会は次のように述べております。

「独占禁止法違反行為の未然防止の観点からは、パテントプールに含まれる特許が必須特許であるか否かについて、恣意的な判断を避けるため、パテントプールに参加する事業者から独立した専門的な知識を持った第三者が行うことが必要」と。

このようなガイドラインを受けまして、日本知的財産仲裁センターでは、必須判定業務を開始いたしました。日本知的財産仲裁センターと申しますのは、1998年に日本弁護士連合会と日本弁理士会が共同で設立し運営を開始した裁判外の紛争解決機関（ADR機関）です。同センターでは、仲裁や調停なども行っておりますが、そのうちの判定業務の一環として、2006年4月から必須判定手続規則を設けて、この業務を開始いたしました。私自身が、この仲裁センターの運営委員として、この必須判定業務の企画段階から担当させていただきましたので、多少、

当事者としてのご説明を加えさせていただきます。

この下に書きましたように、具体的には必須判定手続規則に基づきまして、規則の2条に、どのような技術標準について必須判定業務を行うかという対象を定めております。それは、具体的には同センターが委託を受けた対象技術標準についての必須判定を行うということでありまして、その委託を受けた第1号が、2006年8月8日にパテントコールの行われましたデジタル放送プールに関する対象技術標準規格の必須判定であります。これは、社団法人電波産業会（ARIB）の定めた標準規格のうち、デジタル放送プールにかかわる規格を集めて、それを対象としたものであります。デジタル放送プールに関しましては、画像圧縮技術などのMP EG2の技術も関係してまいりますが、そちらについては既存のパテントプールがありますので、その関係は除外して受託しております。

続いて第2号として、昨年2007年12月21日にパテントコールが行われましたデジタルケーブル放送規格に関する必須特許の判定業務を行っております。

このように、日本知的財産仲裁センターでは、順次、委託を受けた対象技術標準について、必須判定業務を行っておりますので、現在、ご検討されておりますICT分野の標準化につきましても、必須特許判定の担い手として、この日本知的財産仲裁センターがスタンバイしているということをご予定いただければ幸いです。

次のスライドに参らせていただきます。

次に、このようなパテントプールの形成プロセスを、若干、具体的にお話しさせていただきたいと思っております。

(1)技術標準の策定でございますが、ここがもちろん出発点であり、ポイントでございます。技術標準策定の提案から始まりまして、各段階の原案の作成を経て、最終的な規格案を決定するということとなります。アウトサイダーの問題、特に、一たん、この策定段階に入っておきながら、結局はプールに入らないでアウトサイダーになったり、トロールになるといったような問題や、そこにおいて自らの技術情報は出さずに、技術標準になりそうな技術情報だけを得て、自分の出願を提出してしまった者が後に訴えられるというような事件も、アメリカでは既に起こっている状況です。企業にとっては、この技術標準の策定に参加する段階での自らの会社内の体制整備も、これからは非常に重要な注意点になっていくのではないかと思います。

(2)のIPR検討グループの結成と組織化でございます。このIPR、知的財産権の検討グループというのが、パテントプールを具体的に検討する検討団体となります。一般的に、ARIBもそうですが、標準化の団体自身はプールについてはコミットせず、単に特許宣言書を出

させて必須特許を許諾しない場合には、その部分を技術標準から除くというような取り決め、またはRANDの約束をとるといったところにとどまっておりますので、そういった標準化団体とは別に、このIPR検討グループの結成と組織化が必要になってまいります。

(3) 番目でございますが、実際にライセンス業務を行うライセンス会社を選定したり、なければ設立するということが必要になってまいります。この点については、後ほど若干、補充させていただきます。

(4) 番目が、必須特許の選定プロセスになります。具体的には、まずはIPR検討グループで、対象とする技術部分の確定を行います。先ほどのデジタル放送プールで申し上げますと、例えば、ARIBの伝送方式に関する部分、具体的にはARIBの規格のSTD-B20とSTD-B31などといったような具体的な対象技術標準規格を確定いたします。また、そのプールのポリシーとしまして、技術的な必須特許に限るのか、また商業的必須特許も含むのかといったガイドラインの確定も、この中でいたします。

その次に来ますのが、必須特許をどのように判定するかという判定人、鑑定人の確定でありまして、先ほどの例でいきますと、これに当たるのが、日本知的財産仲裁センターが委託されたという部分です。そして、日本知的財産仲裁センターに、各権利者から必須判定の申立てがありますと、弁護士と弁理士の判定人ペアによって必須特許の判定を行うということになります。

デジタル放送プールの場合は、2006年8月8日に、ライセンス会社によってCall for Patentと言われる必須特許募集の告知が行われました。その上で、日本知的財産仲裁センターにおける必須特許の判定を受けて、必須特許とされたものの特許権者の第1回特許権者会議が開かれることとなります。これが、(5)の必須特許権者会議です。この会議において、具体的なライセンス条件や各関係の契約書案の決定をすることになりまして、そして、(6)番目のパテントプールのライセンスを実際に開始するということとなります。

もちろん、このプールの結成までの間には、独禁法当局の事前審査というものが、日米欧、いずれにおいても必要になっております。日本においても公取に対して、事業者等の活動に係る事前相談制度というのがございまして、事前に相談すると。その回答を得た場合には、訴追しないという非公式な見解を示されたということで、ビジネスが進んでまいります。

では、次のスライドをご覧ください。

パテントプールの基本的形態については、既にご案内のことと思いますが、最も一般的な形は、ここに書きましたように複数の特許権者A、B、Cが所有しております特許を、ライセン



ス会社を通じて第三者に一括ライセンスするという仕組みでございます。

実務上は、真ん中にありますこの「ライセンス会社」が介在するのが一般的です。なぜならば、このライセンス会社は、ワンストップ・ライセンシングを実現する核となりますし、またライセンシーの営業情報を秘匿する、それを確保するといった点での必要性があるからです。この形の場合には、特許権者とライセンス会社との間のサブライセンス権付きのライセンス契約と、ライセンス会社とライセンシーの間のサブライセンス契約、それから特許権利者間の契約、というそれぞれの契約があることとなります。

今申しあげましたように、特許権者からライセンス会社に対して、サブライセンス権付きでライセンスを与え、ライセンス会社がライセンシーにサブライセンスをするということで、具体的に特許権を実施してまいります。このほかにも、ジョイントライセンス型といいまして、ライセンス会社はあくまでも特許権者の代理人としての役割を担うといったW-CDMAの携帯電話の場合のような事例もございます。

次のスライドをご覧ください。

これは、一般的なサブライセンス型の例として、画像圧縮技術に関するMPEG2のпатентプールの仕組みを示した図でございます。上の段の四角の特許権者AからZが、中段のライセンス会社に対してサブライセンス権付きでライセンスを付与いたしまして、ライセンス会社から実施権者の $\alpha$ らに対して、サブライセンスをします。逆に、下段のほうからロイヤリティの支払いが、実施権者からライセンス会社にありまして、そのロイヤリティを特許権者に対してライセンス会社から配分するといった流れになっております。

最後のスライドでございますが、このようにパテントプールは、現在、グローバルなオープン・イノベーションへの一つのビジネスソリューションとして活用されており、特に、技術の普及と特許権の行使を両立させたいという社会的ニーズがある分野で広がっていると言われております。そういった意味で、製品に相互の接続性とか互換性が要求されますIT・情報技術分野で、従来、発展してまいりました。MPEG2の動画画像の圧縮技術もそうですし、IEEEのワイヤレスインターネットの技術も、W-CDMAの第3世代携帯の技術もそうです。

一方で、今、注目されておりますのは、環境やバイオテクノロジー分野にもパテントプールが広がっていくのではないかとこの点です。環境に関しては、ご検討されていたかと思いますがけれども、評価試験方法や光触媒の件もございまして、またバイオテクノロジー分野では、特にリサーチツール特許についての可能性も議論されているのではないかとこの点です。

こうした流れにおける「意識改革」として言われておりますのが、「競争と協調」ということでございます。もちろん日本としては、日本から世界のスタンダードを発信していくということも必要だと思いますが、同時に、そのスタンダードをつくっていく中の議論におきましては、日本発の標準だけにこだわるのではなくて、いわゆるNot Invented Hereというこだわりをなくして協調していくことで、国際的な味方をつくって、我々のこのオープン・イノベーションへの道をより進めることができるのではないかと、私は思っております。

以上で私の報告を終わらせていただきます。

**【相澤会長】** ありがとうございます。

オープン・イノベーションとの絡みで、大変よいプレゼンテーションをいただきました。

ご質問等ございましたらば、どうぞ。

**【山本委員】** 挙げられた特許は、ITUで決められた国際標準に対応したものであると思うので、特許権者には国際的企業などが含まれているのでしょうか。

**【林招聘者 永代総合法律事務所弁護士】** 私どものほうは、委託を受けた案件について、必須特許を判定しますので、その特許を持っている方が国内企業であろうと外国企業であろうと、必須判定作業を行います。このデジタル放送プールに関するパテントのコールをしていますライセンス会社は、アルダージ株式会社というところなのですが、そちらのホームページをご覧頂くと、実際に特許権者としては海外の会社も数社入っております。

**【山本委員】** それ以外で、特許を構成している特許権者全てが入っているわけではないのですか。

**【林招聘者 永代総合法律事務所弁護士】** はい。すべてが入っているわけではないと思います。

**【山本委員】** そういうものは、どう対応するのですか。地デジの製造会社は、プール外の特許権者には個別に交渉することになるのですか。

**【林招聘者 永代総合法律事務所弁護士】** それは、ライセンシーが、そういったアウトサイダー、このプール外にいる者からの権利主張を受けるということは、常にあり得ると思います。

**【山本委員】** そうですね。

それからIT関係ではサブマリン特許が問題になります。特にアメリカの場合には標準化が決まった後に必須特許が出てくるというのがあるのですけれども、このようなサブマリン特許は、どうしようもないことになるのでしょうか。

**【林招聘者 永代総合法律事務所弁護士】** 後に出てくるといいますと？

**【山本委員】** 日本の特許は先願主義ですが、先発明主義のアメリカだと、標準化が決まると必

須特許が出てきて、その特許権者が過大なライセンス料を要求することが多いのですが。

**【林招聘者 永代総合法律事務所弁護士】** 今回のこの件につきましては、日本の特許を対象としておりますので、特許権者が外国会社である場合でも、あくまでも必須判定対象は日本の特許ということでやっております。

**【相澤会長】** そのほか、いかがでございましょうか。

どうぞ、松見委員。

**【松見委員】** あまり質問すると怒られるのですが、1つ、こういうメカニズムはよく理解できるのですが、日本の大学による特許取得が非常に増えてきている。これは、よい傾向として、例えば欧米の大学と比べれば、日本の大学のライセンシング・ディールが非常に少ない。なぜかについてご意見があればいただきたいし、それからこういう御社のような法律事務所さんが果たせる役割、できることがあるのか、そこらをお聞きしたいのですが。

**【林招聘者 永代総合法律事務所弁護士】** 非常に難問でありまして、先ほどの知財戦略の計画のほうは、いわばマクロの政策論だと思いますし、私のしておりますのは、目の前にいる依頼者の目の前の具体的な事件を解決するという仕事でございますので、なかなか産学官についての解決策というのは持ち合わせておりません。

ただ、1つ、今、企業の方から伺いますのは、産学の作業が必ずしもスムーズにいったいないところがあるかもしれないと。それは、よって立つところがあまりにも違うというところがあるかもしれませんし、また、その違いをどう生かすかというところが、まだかみ合っていないのかもしれないと思っております。

先ほどの特許取得の点からいえば、今日の発表とは全く別の話になってしまうと思うのですが、大学も企業も、海外での特許取得には非常に苦勞しております。それは、資金面だけではなく、非常に煩瑣な手続や、それから何重にもわたる調査や審査や手続の長期化といったことで苦勞しておりますし、それによる会社の負担というのも大変なものなので、ましてや大学においては、海外で特許を取得するというのは、資金の援助が仮にあっても大変だと思います。

その意味では、今、特許庁でなさっております審査ハイウェイですとか、それから第1庁の調査・審査データを共有し合うとか、出願様式の統一など、もちろん世界特許までの道は遠いと思うのですけれども、そういったところをもっと進めていただいて、そうすることによって海外特許の取得を少しでも楽にしていくということが、今、直近の一番お願いしたい点ではないかと思っております。

すみません。お答えになっておりませんで。

**【相澤会長】** 渡辺委員。

**【渡部委員】** 質問というか、パテントプールについては、私たちの案件で、研究開発段階で適用させるようなことをやってみたこともあるのですが、実を言うと、そんなにうまくいっていないので、自慢していないのでご紹介していないのですが、これも研究開発段階で使えます。使えますというのは、一応、成り立ったということなのですが、パテントプールに限らず、やはり非常に複雑な産学官で多数のプレーヤーがいるプロジェクトに関しては、いろいろな工夫があり得ます。今日のこちらの取りまとめの中にも、制度的な問題についての指摘があるのですが、現場で随分多様な工夫をしていますので、これは個々の工夫で、それは必ずしもオープンにするものではありませんけれども、ある機会にある程度、どういう工夫をしているのかということの共有化するというのは、やはり重要だろうなということを思います。

それから2番目に、今、ちょっとライセンスフィーが少ないというようなこと、これは日本の特許出願が、大学からは今8,000件と、非常に増えてきているわけですが、これは実は本当にその中で流通性がある特許というのがどれくらいあるのかということにかかわっていると見ておまして、今回、あまり詰めてそこはやっていませんけれども、8,000件の中の60%が共願の特許で、これはあまり流通性がない。日本の場合は、特許出願がライセンスフィーに結びつくという構造よりは、共同研究に結びついているという構造になっている可能性が高いので、ちょっとその見方を変えていく必要があるか、あるいはそのライセンスフィーという、特許の流通性が非常に重要であるということであれば、構造的に、今、そういうふうにはなかなかかなりにくいところがあるということは、本当はもうちょっと詰めないといけないなと思っております。

質問ではないのですが、以上です。

**【相澤会長】** それでは、よろしいでしょうか。林弁護士、どうもありがとうございました。

今日は、「知的財産戦略について」をまとめていただきましたので、この専門調査会の本務を、皆様のご協力で、大変、よい形で終了させていただくことになりました。本年1月から、4回目を迎えております。この短い期間に大変集中的にご議論いただきまして、このようなまとめに至ることができました。心から感謝申し上げたいと思います。

本日取りまとめていただきました「知的財産戦略について」は、5月中旬に予定しております総合科学技術会議の本会議で決定し、関係府省へ意見具申するということとなります。

それから、知的財産戦略本部においては、今回のいろいろなご指摘がございましたが、そのようなこともすべて含めて、「知的財産推進計画2008」、この中に反映させていただくように

なります。

本日、関係の府省に出席していただいておりますけれども、この取りまとめの中に入っておりますことは、ひとえに関係府省がこれを着実に実行していただくということが重要であります。ぜひ、その点でのご協力をお願いいたします。

さらに、今回、いろいろな新しい課題が出てまいりました。今日、随分議論が進みました i P S 細胞の関係、その他いろいろございましたので、これからもこういう新しい問題が次々出てまいりますので、それについて適切なる取組みをしていきたいというふうに思っております。この専門調査会としては、終了でございますけれども、引き続き、ご協力いただくようお願い申し上げます。

なお、実務的なこととしては、本日の会議資料につきましては、公開の取り扱いとさせていただきますと思いますが、ご了承いただけますでしょうか。

(異議なし)

**【相澤会長】** ありがとうございます。

それでは、今後の予定は、そうすると特にございませんね。

**【保倉参事官】** はい。

**【相澤会長】** 先ほどの取りまとめの最終の調整のところ、事務局からのいろいろなご相談があるかもしれません。そのときには、またよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、先ほどご挨拶申し上げましたように、短期間ではございましたが、集中的にご議論いただきまして、誠にありがとうございます。

これで、本専門調査会を終了させていただきます。

どうもありがとうございました。